

令和7年度 第2回公共事業評価手法研究委員会

大臣官房技術調査課
公共事業調査室
令和7年7月23日

1. 論点とこれまでの議論

2. 事業評価の視点について

3. カーボンニュートラルに関する評価の検討状況

1. 論点とこれまでの議論

前回(令和7年度第1回)の主なご意見

論点	主な意見
事業評価における「評価の視点」	○<u>ありたい未来像をイメージして事業をすすめていくことは重要</u> ○<u>インフラの持続性や拡張性は単体のインフラのみで考えるのではなく、インフラを資本と認識して、地域の価値を高めていくという視点を「あるべき姿」に入れて評価できると良い</u> ○<u>インフラ整備は事業が承認されてから終了するまで長期にわたることも多く、価値観の変化や地元要望の変化に対応し、適切な事業計画・構造に変えていくことが重要</u> ○事業計画の見直しは常に実施すべきだが、「見直し」という言葉が、暗黙のうちに「縮小」と捉えられているのではないか。<u>「見直し」ではなく「改善」という表現のほうが適切ではないか</u> ○ボーリング調査などの事前調査を充実することは限界があり、調査結果を踏まえた工法の見直しも「改善」と捉えてよいのではないか
総合的な評価について	○戦後のように公共事業の総量が多かった時代は、費用便益分析のような機械的な作業を通じた評価が要請されていたが、時代のニーズが変わり、美しさなどの<u>「質」も含めた総合的に判断する</u>ということが求められている ○費用便益分析では計れない各課題に対する効果について、<u>道路分野以外の分野にも広げて、メリハリをつけて議論してもらいたい。</u> ○「投資効率性」は、投資した資本によってどれだけ利益を生み出しているかを示す考え方であり、貨幣換算化できるものの評価であるB/Cとは違うことに留意し、「投資効率性の取り扱い」という文言の妥当性を検討すべき

- 公共事業は、各事業における社会的使命、及び人口減少や気候変動、生物多様性等の課題への対応として必要な整備を行っていくものであり、事業評価では、事業の必要性を認識し、事業の投資効率性や波及的影響、実施環境といった多角的な観点から総合的に行うべきもの。
- 今委員会では前回議論を踏まえ、主に総合的な視点について議論を深めることを想定している。

事業評価

総合的な視点

- 社会的使命(ミッション)や社会的な課題への対応、地域づくりに必要不可欠なインフラ整備、新たなニーズへの対応など
- B/C分析結果の取り扱い
- B/C以外の評価、基準(カーボンニュートラル、国際競争力、上位計画との整合等)による評価

貨幣換算が可能な効果の評価

- 需要予測手法の精緻化
- 費用便益分析の精緻化
(パラメータ)

原単位 評価期間 社会的割引率 等
- 便益の追加
例：CO2削減、Wider Economic Impacts 等

貨幣換算が困難な効果の評価

- 貨幣換算が困難な効果の抽出と評価手法の確立
例：
 - 環境への影響
 - 災害時における人や物資の輸送を確保
 - 歴史・文化的価値等

事業評価を通じたPDCAサイクル

- 事後評価結果の活用(結果・知見の蓄積と他の評価や事業への活用)
- 評価のタイミング・手続きの簡素化

その他

- 事業の計画および事業採択の根拠と過程のわかりやすい説明
- 事業効果と評価結果の豊富かつわかりやすい説明

2. 事業評価における評価の視点について

- 事業評価の実施要領において事前評価、再評価、事後評価のそれぞれの段階において「評価の視点」を記載している
- 社会資本に求められるニーズが多様化している中、例えば土木学会の提言や社会資本整備重点計画での議論なども踏まえ、評価の視点についても見直す必要はないか

現行要領での視点

<事前評価(計画段階評価)>

- ①事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。
- ②達成すべき政策目標を明確化する。
- ③政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、複数案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う。



前回の主な意見

- ・ありたい未来像をイメージして事業をすすめていくことは重要
- ・インフラの持続性や拡張性は単体のインフラのみで考えるのではなく、インフラを資本と認識して、地域の価値を高めていくという視点を「あるべき姿」に入れて評価できると良い

中長期を見据えた政策目標や地域計画との整合性

人口減少・少子高齢化や地球温暖化・災害激甚化など、課題が複雑化・多様化する中、“ありたい未来像”に対して、個別の公共事業が果たすべき使命(ミッション)を明確化し、中長期を見据えた政策目標や地域計画との整合が保たれているか評価することは、公共事業の効率性・透明性の観点や日本の国力や地域の価値を高めていく観点からも重要。

～日本をとりまくあらゆる課題や社会経済状況～

人口減少・少子高齢化

激甚化・頻発化する自然災害

オーバーツーリズム

インフラの老朽化

カーボンニュートラル

等

ありたい未来像

各分野における中長期目標※(例)

※国土形成計画・社会資本整備重点計画(閣議決定)等の政府の方針を踏まえて、各分野における政策目標が策定されていることを前提とする。

WISENET (道路)

流域治水 (河川)

PORT2030 (港湾)

等

各都道府県、市区町村において、各地域の課題を踏まえた地域計画

例)都市計画マスタープラン、地域防災計画、土地利用計画など

(例)



整合

道路・街路事業

個別の公共事業の使命※



整合

河川・ダム事業

個別の公共事業の使命※



整合

港湾整備事業

個別の公共事業の使命※

等

※各公共事業において果たすべき使命(ミッション)を明確にする。

政策目標と各分野の事業の整合性を把握し、中長期的な視点に基づく評価項目を設定する

事業評価における目的の考え方

公共事業は、地域づくりに必要不可欠な基盤として、渋滞解消や治水対策、物流効率化といった政策目標を立て、整備を実施していくものであり、社会的な使命(ミッション)をもって、地域の価値や魅力・誇り、文化や自然環境等に対し、どのように貢献するのかについても確認し、実施内容を改善しながら進めていくもの。

＜地域振興への寄与＞

自然・文化・伝統等の地域資源と新丸山ダム建設に伴う基盤整備等を活用し、周辺地域の振興に資する効果的な施策を検討。
社会の変化や地域の特徴を分析し、中長期的・広域的な視点に立って、様々な主体と幅広い分野において連携を図り、ダム周辺地域の魅力を高め、地域の満足度を継続的に高める。



参照:新丸山ダム周辺地域振興ビジョン vision_pamphlet.pdf

＜掘削土の有効活用＞

河川の掘削工事で発生した残土を、道路の盛土等への有効活用を図り、津波対策にも寄与。地域の安全度を高めることで地域を価値向上に貢献。



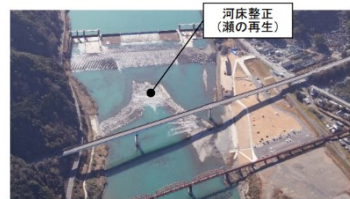
参照:第8回 天神川河川整備懇談会 0808saihyouka.pdf

＜地域の歴史的建造物の再生＞

魚類の産卵場の再生・自然再生を目的として自然再生事業において、歴史に光をあて、加藤清正公由来の「八の字」形状の床止めを復元。地域の資産を再構築。



通称堰下流の状況



通称堰下流の状況 (令和4年1月8日撮影)

参照:令和6年度 球磨川水系学識者懇談会資料1

https://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/site_files/file/bousai/goukensho/gakusikikon/241004shiryou1.pdf

新規採択時評価における事業影響の評価

- 道路事業では、新規採択時の事業評価結果において、費用便益分析以外の評価として、事業実施による影響（改善度）の評価を記載。

＜道路事業の事業評価カルテの記載例＞

（評価の凡例）

◎：大幅な改善が見られる ○：改善が見られる △ 改善がほとんど見られない など

		評価項目	評価	根拠
事業の影響	自動車や歩行者への影響	渋滞対策	◎	○○バイパスへの交通転換により、現道の交通混雑が緩和。 【対象区間の平均旅行速度】現況：－km/h → 整備後：－km/h 【国道○号現道の混雑度】現況：－ → 整備後：－
		事故対策	◎	渋滞緩和により、事故の減少が見込まれる。 【死傷事故率】現況：一件/億台キロ ⇒ 整備後：一件/億台キロ
		歩行空間	○	通過交通の転換に伴う、現道等の交通量減少により、歩行者、自転車の安全性向上に寄与。
	社会全体への影響	住民生活	◎	＜貨幣換算が可能な効果＞ ・速達性向上による救急医療施設へのアクセス向上効果：約一億円/50年 ＜貨幣換算困難な効果＞ [市役所～医療センターの所要時間] 現況 一分 ⇒ 整備後 一分（約一分短縮）
		地域経済	◎	＜貨幣換算が可能な効果＞ ・○○横断道路等のインフラ整備による九州全体の経済波及効果：約一兆円/10年 ＜貨幣換算困難な効果＞ [企業集積地※～○○港の所要時間] 現況 一分 ⇒ 整備後 一分（約一分短縮）
		災害	○	災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築により、持続可能な地域生活圏を維持。 ＜貨幣換算が可能な効果＞・災害時の輸送向上の効果：約一億円/50年
		環境	○	[CO2排出削減便益] 一億円
		地域社会	◎	＜貨幣換算が可能な効果＞ ・アクセス性向上による観光産業活性化効果：約一億円/50年 ＜貨幣換算困難な効果＞ [○○駅～市役所の所要時間] 現況 一分 ⇒ 整備後 一分（約一分短縮）

多様な効果に基づく総合的な評価を実施していく観点から、令和8年度以降、他事業においても評価項目ごとの記載内容の充実や◎○△などで評価を示すことを検討

- 「あるべき姿」を示した上位の計画等を踏まえ、達成すべき事業目的を評価できるよう、事業着手前の計画段階評価において、以下の通り目的・視点の改定を行う。
- また、新規事業採択時評価の評価の目的において、総合的な評価を行う上で考慮すべき重要な観点を明記。

計画段階評価実施要領の「目的」の改定(案)

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階において、計画段階評価（以下「評価」という。）を実施する。評価については、**上位の計画・ビジョン**や地域の**計画**課題、達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を行い、事業の必要性、事業内容の妥当性を検証するものである。

計画段階評価実施要領の「評価の視点」の改定(案)

第5 評価の手法 > 3 評価の視点

- ①事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。
- ②**上位の計画・ビジョンや地域計画との整合を図った上で**、達成すべき政策目標を明確化する。
- ③政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、複数案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う。

新規事業採択時評価実施要領の「目的」の改定(案)

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、**公共事業の果たすべき使命（ミッション）を明確化し、インフラが将来にわたって利用されることによる地域の価値や魅力向上への貢献、社会への波及的影響等の観点や費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。**

令和6年度の事業再評価の取り扱いについて

- 長期に渡る公共事業は、事業内容を見直す場合がある一方で、近年、事業再評価において「見直し継続」が選定されていない。
- 総合的な評価の実施にあたり、時代の変化に対応した事業の見直しや評価を実施すべき。

令和6年度予算に向けた再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
河川事業	直轄事業等	0	1	0	15	18	34	34	0	0	0
砂防事業等	直轄事業等	0	1	0	3	1	5	5	0	0	0
海岸事業	直轄事業等	0	0	0	3	1	4	4	0	0	0
道路・街路事業	直轄事業等	6	10	0	10	91	117	117	0	0	0
港湾整備事業	直轄事業等	0	1	0	9	16	26	26	0	0	0
都市公園等事業	直轄事業等	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
合 計		6	13	0	40	128	187	187	0	0	0

前回の主な意見

- ・「見直し」という言葉はネガティブなイメージであり「改善」と表現すべきではないか
- ・長期に渡る事業は、社会的要請、事業効率化、現地条件の変更などを踏まえ、改善しながら進めていくことが一般的であり、価値観の変化や地元要望の変化に対応し、適切な事業計画・構造に変えていくことが重要

再評価における「評価の視点」改定の方向性

再評価の実施要領における「評価の視点」について、総合的な評価の実施や事業の透明性の一層の向上の観点から事業内容の変更において施設（事業計画・構造等）の改善の必要性を考慮した事業継続の評価を実施できるよう改定。

＜改善継続事業の対象＞

「コスト縮減や代替案立案の可能性」に加え、国民へのアカウンタビリティの観点から、有識者委員へ事前に議論いただくべき内容として再評価における主たる事業内容の変更が、事業全体の計画や主たる施設の構造に影響するもので、

- 「社会的要請」「事業実施環境」の観点で変更される場合や
- 事前調査との現地条件の乖離によって、変更される場合

社会的要請 (社会の価値観の変化など)

- ・上位計画の変更
- ・災害等を踏まえた基準見直し

事業実施環境 (合意形成・地元協議など)

- ・合意形成や地元協議等に伴う変更や新たなニーズへの対応

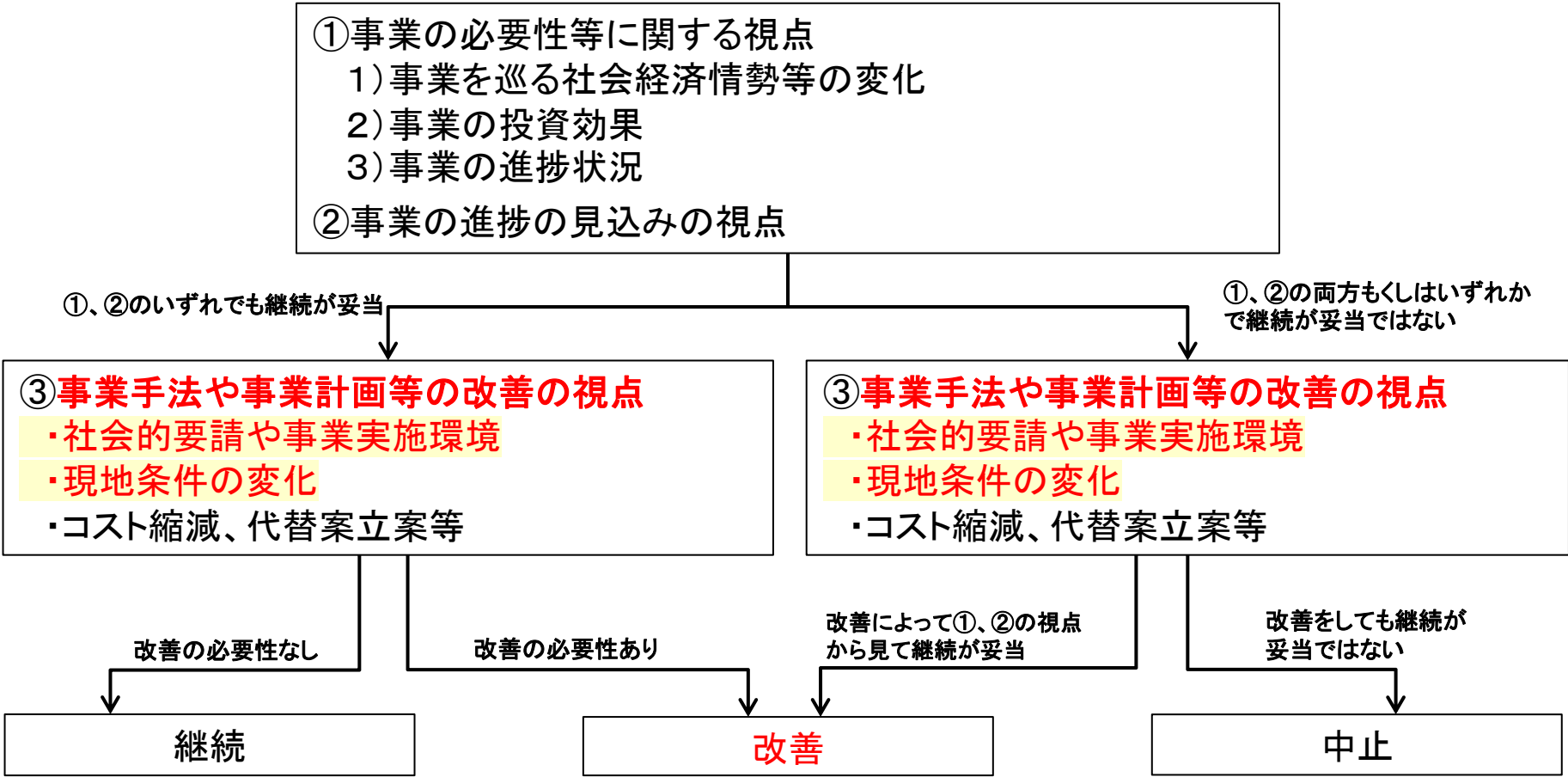
現地条件 (事前調査との乖離など)

- ・現地調査結果を踏まえた変更

改善継続事業

- 社会的要請や現地条件の変化などに基づく視点を新たに設定することで事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを検討。
- 改善を実施することで継続が妥当と判断したものについては、対応方針を「改善」とする。

対応方針又は対応方針(案)決定の考え方 改定の方角性



※総務省における政策評価の実施状況等の国会報告では、令和6年度より政策評価結果の政策への反映状況の選択肢のうち「改善・見直し」を「改善等」に修正されている。

事業評価における再評価の視点の修正案

事業手法や事業計画の改善の視点として、コスト縮減の可能性の観点に加えて、社会的要請等の変化を踏まえて事業手法や事業計画の改善を図ることができるよう、評価の視点を追記。

再評価の視点の拡充

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

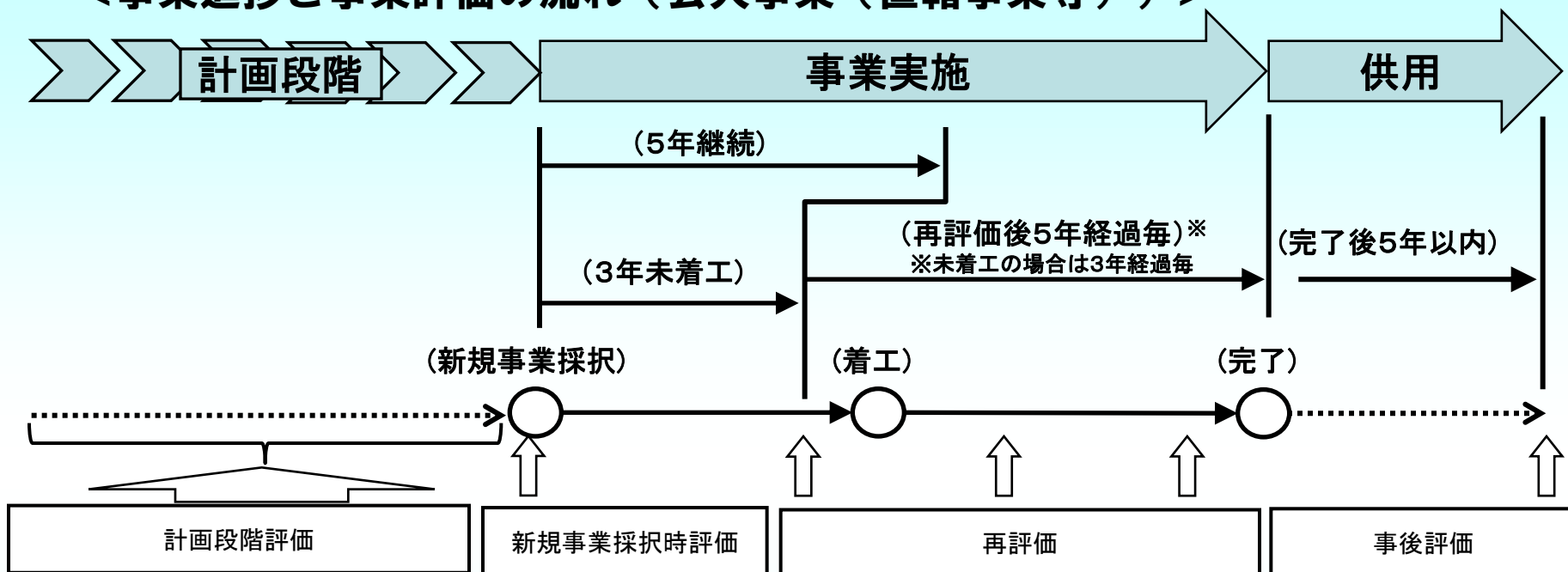
事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③ 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の可能性の視点

- ・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請
- ・地元協議や新たなニーズへの対応などによる事業実施環境の変化
- ・事前調査との乖離などによる現地条件の変化
- ・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や代替案の立案事業手法、施設規模等の見直しの可能性

事業評価の流れ

<事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））>



【計画段階評価】

平成24年度～

新規事業採択時評価の前段階において、**上位の計画・ビジョンや地域計画との整合を図った上で、**達成すべき政策目標を明確化し、複数案の比較・評価を行うもの。**【追記】**

【新規事業採択時評価】

平成10年度～

新規事業の採択時において、**公共事業の果たすべき使命(ミッション)を明確化し、インフラが将来にわたって利用されることによる地域の価値や魅力向上への貢献、社会への波及的影響等の観点や、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。【追記】**

【再評価】

平成10年度～

事業継続に当たり、**社会的要請や新たなニーズ等への対応による事業実施環境の変化などを踏まえて、必要に応じて事業内容の改善見直し**を行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。**【追記・修正】**

【完了後の事後評価】

平成15年度～

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

3. カーボンニュートラルに関する評価の検討状況

カーボンニュートラルにかかる評価の検討

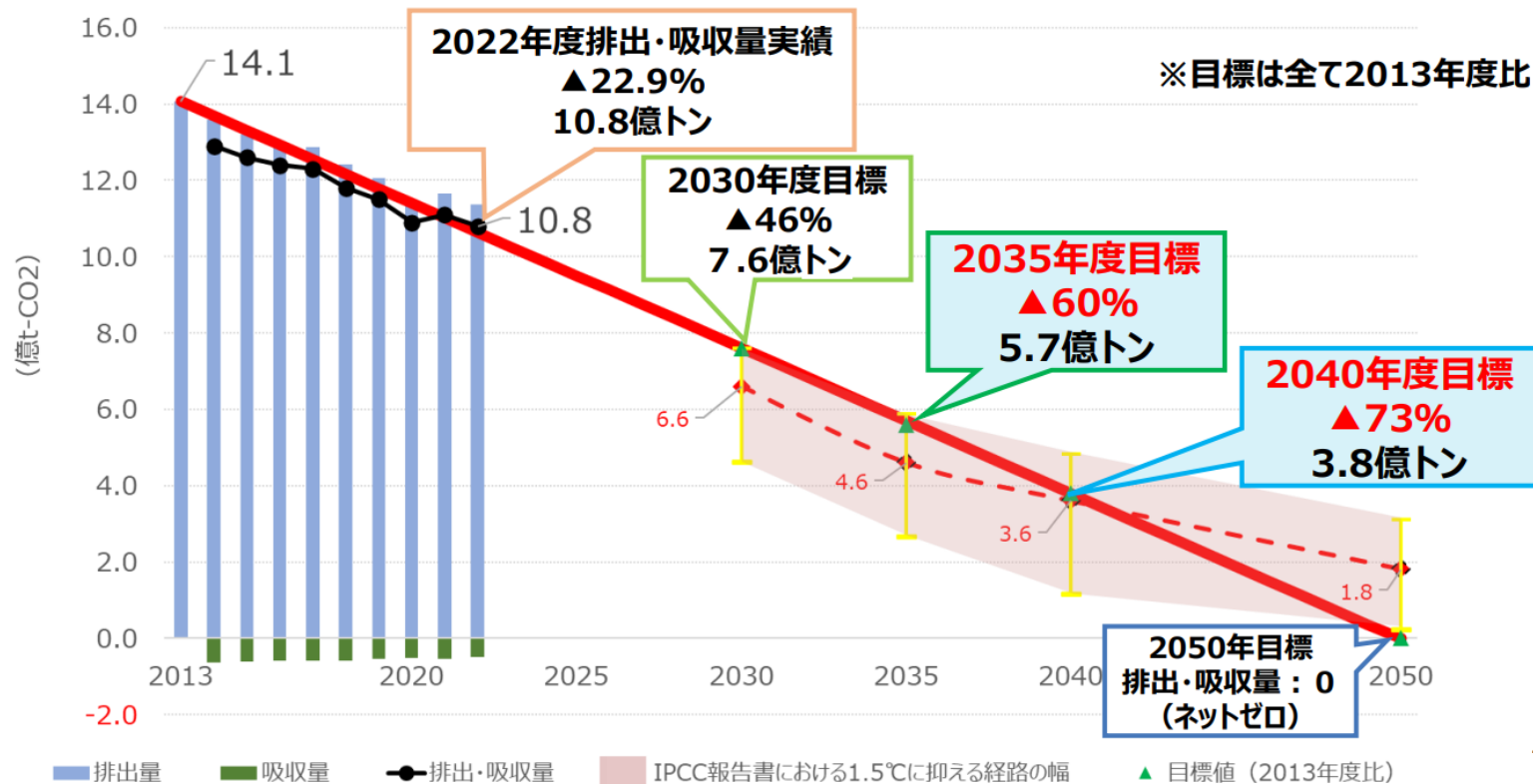
- 2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立(GX)を実現するために、関係機関が取組を進めることとなっている。
(排出量取引に係るGX推進法[R7.5]に基づくもの)
- また、CO₂排出の一定割合(約13%)を占めるインフラ等の整備において、脱炭素化の取組(使用する建設機器、材料、製品)を推進しているところ。
- 今後、国内外の動向を踏まえ、CO₂の排出抑制による便益の推計方法について、見直しが必要。
【計測方法、貨幣価値原単位、評価期間、社会的割引率等】

地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)

Nationally Determined Contribution(国が決定した貢献)

次期削減目標 (NDC)

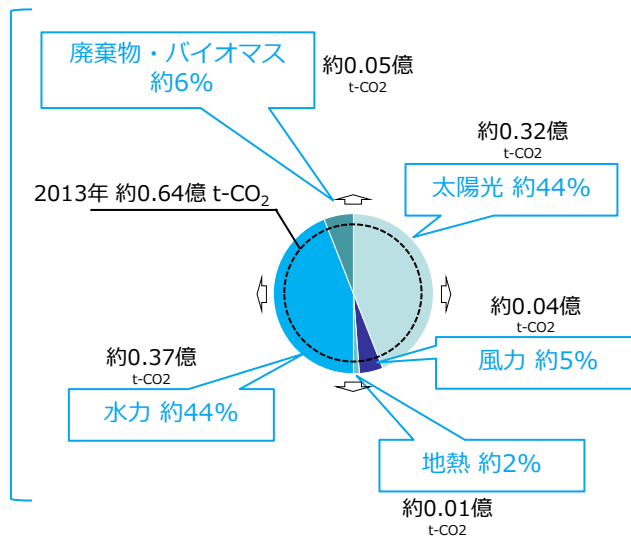
- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



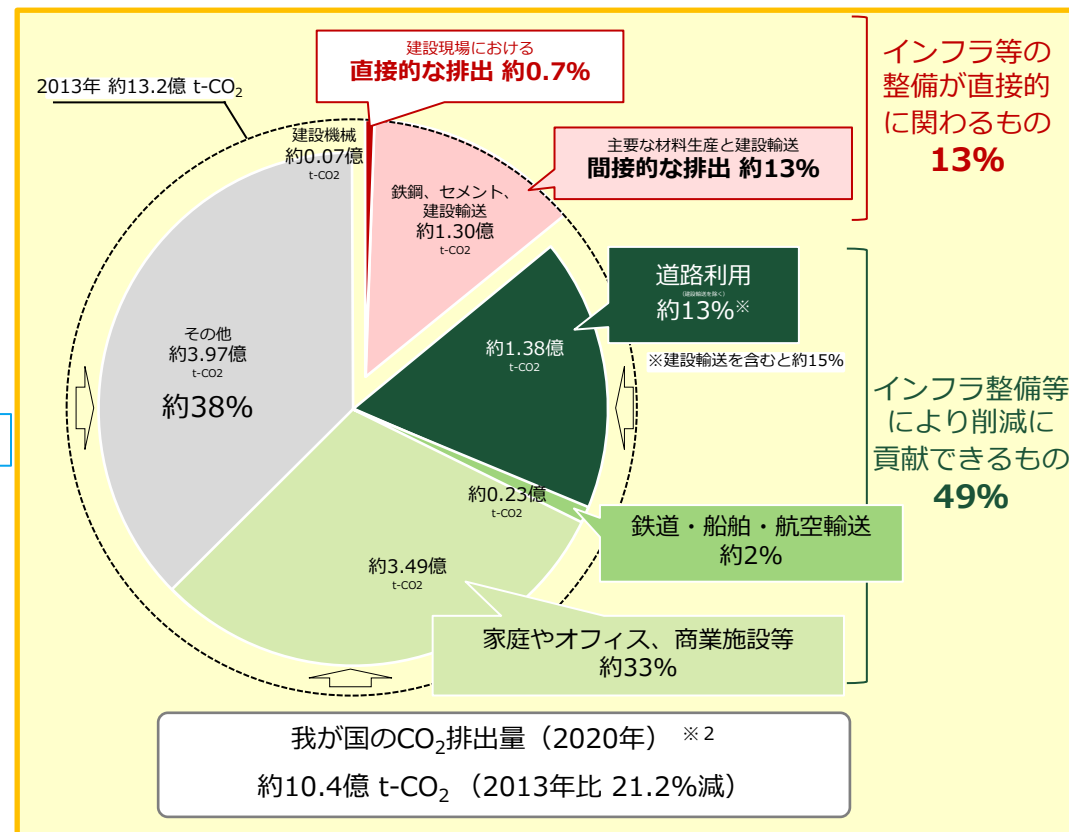
我が国のインフラ分野に関するCO₂排出状況

- 我が国のCO₂排出量全体の概ね3分の2が、インフラ分野に関わりのある排出。
- このうち、**建設機械からの直接的排出**と主要材料の生産、建設輸送という**サプライチェーン**を通した**間接的排出**の約13%は**インフラ等の整備が直接的に関わるものとして脱炭素化の取組**を進める。
- また、排出の半分を占める**道路利用や鉄道・船舶・航空輸送、家庭やオフィス等におけるインフラ整備や、インフラによる再生可能エネルギーの創出**などにより、一層の貢献を図っていく。

再生エネ創出



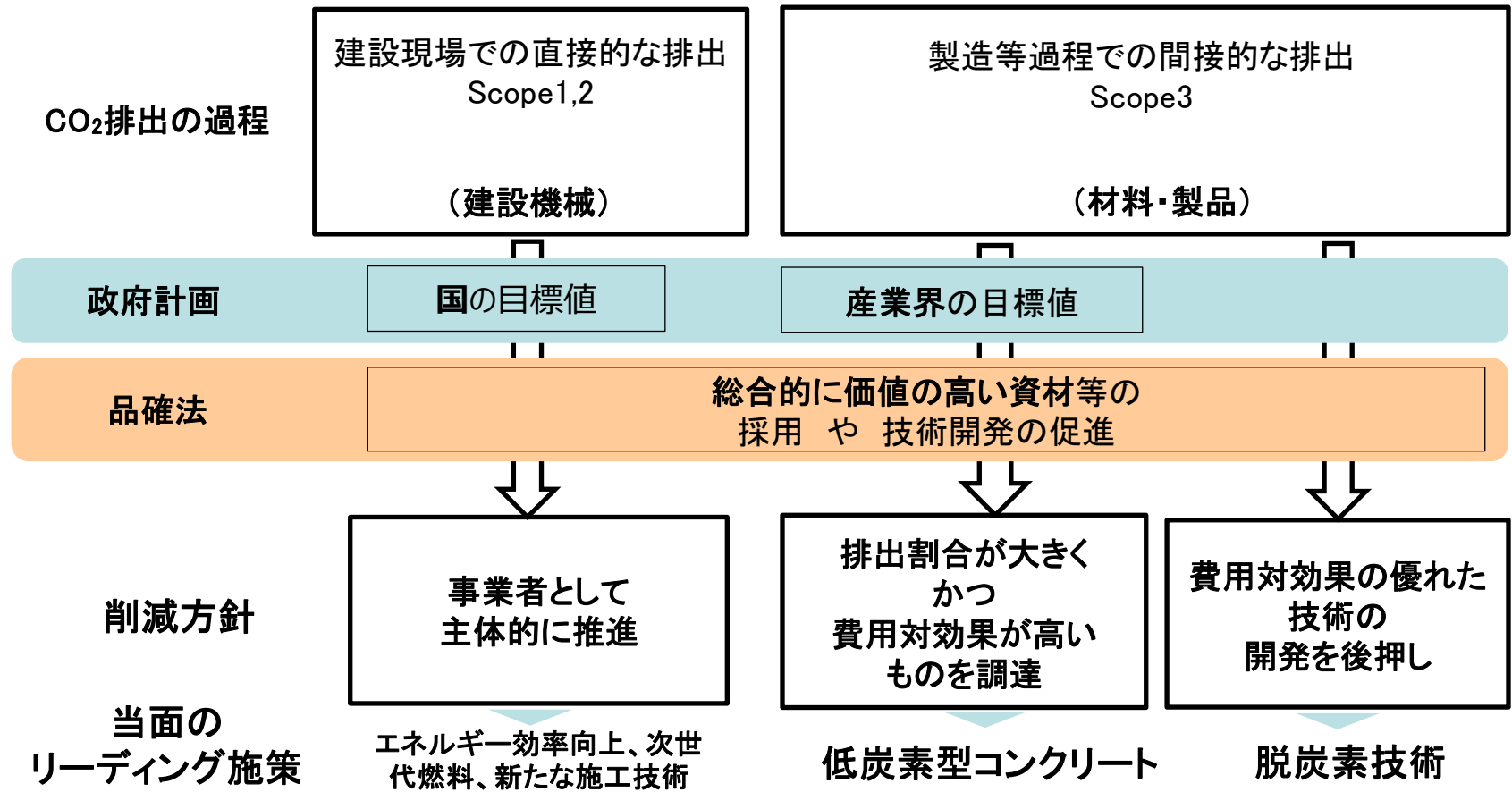
我が国の再生可能エネルギー発電量 (2020年) ※1
約0.85億 t-CO₂ (2013比 32.8%増)



※1 「総合エネルギー統計」(2013/2020)、「温対法に基づく事業者別排出係数の算出及び公表について」(2012/2019年度実績)に基づき試算。

※2 インフラ分野に関する排出量については「日本の温室効果ガス排出量データ」(1990-2020年度確報値)、「総合エネルギー統計」、「自動車輸送統計調査」及び「普通鋼地域別用途別受注統計」(いずれも2020年確報値)に基づき試算。なお、鉄鋼以外の金属材料の製造や土砂以外の建設廃棄物の処理など、インフラ分野に関係するがその他に含まれているものがある。

国土交通省では、発注する土木工事において、脱炭素化に向けて先進的に取り組むことで、建設現場の取組をけん引すべく、CO₂排出の過程に応じたリーディング施策のロードマップを定めたアクションプランを公表（令和7年4月21日）

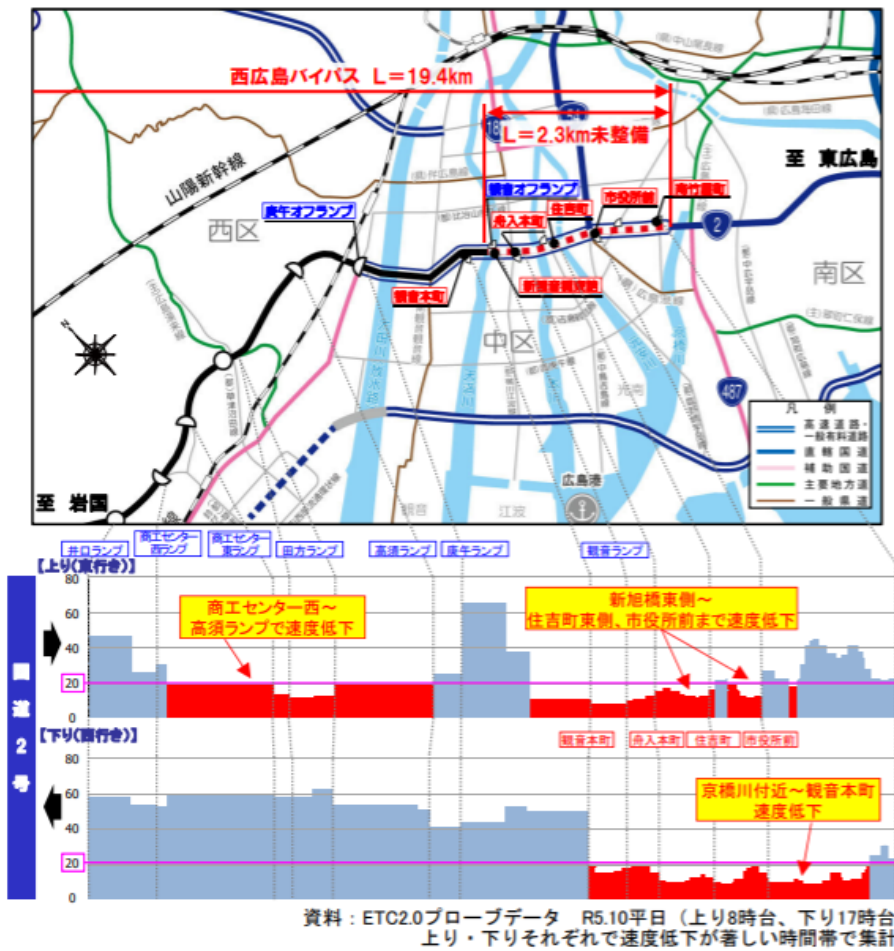


※技術開発の進展による費用対効果の向上等を踏まえ、リーディング施策の対象を追加

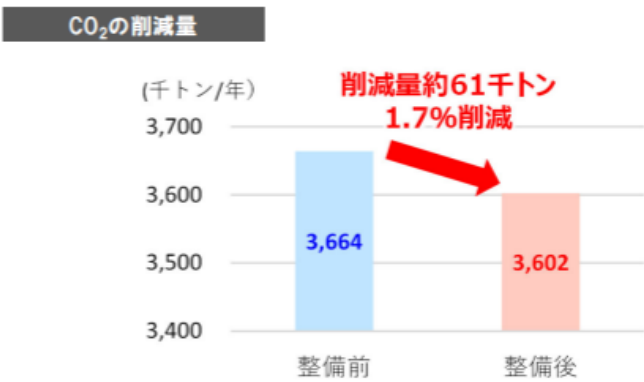
①温室効果ガスの削減

- 西広島バイパスの未整備区間では20km/hを下回る速度低下が発生しており、走行車両からCO₂等の排出ガスが多く発生している。
- 西広島バイパスの全線整備により、車両の走行速度が向上することで、排出される温室効果ガスの削減が期待される。

西広島バイパスの旅行速度



CO₂の削減量と削減効果



資料：交通量推計結果

CO₂の削減貨幣評価値



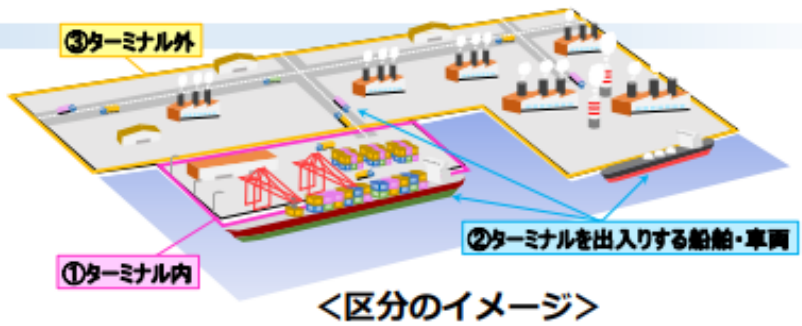
※影響エリア全体を対象に整備後50年間の便益額として試算した値
資料：交通量推計結果

令和4年12月に施行された改正港湾法では、港湾管理者が「港湾脱炭素化推進協議会」での検討を踏まえ、「港湾脱炭素化推進計画」を作成できることが規定された。

3. 港湾脱炭素化推進計画の目標

(1) 温室効果ガスの排出量の推計

- 対象範囲の事業者へのアンケート調査等により把握した電気・燃料使用量を基に、CO2排出係数を乗じてCO2排出量を推計した。



<CO2排出量の推計>

区分	対象施設等	CO2排出量	
		2013年度	2021年度
①ターミナル内	・ 港湾荷役機械 ・ 管理棟、照明施設 等	約 3.1万トン	約 2.9万トン
②ターミナルを 出入りする船舶・車両	・ 停泊中の船舶	約 13.7万トン	約 13.0万トン
	・ コンテナ用トラクター ・ 完成車用カーキャリア	約 35.0万トン	約 33.5万トン
③ターミナル外	・ 火力発電所 ・ 製鉄工場 ・ 石油精製事業所 等	約 2,435万トン	約 2,016万トン
計		約 2,487万トン	約 2,065万トン

公共事業評価におけるCO₂原単位の取り扱い

- 公共事業評価で用いる技術指針では被害費用法より10,600円/t-C（2006年価格）を原単位として設定しているところ。
- 排出量取引の成熟度を考慮し「必要に応じて見直しを行うこと」とされている。

公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）

（3）環境質の価値

- 環境質に係る要素としては、大気質、水質、騒音、振動、地形・地質の改変、植物・動物への影響等、多くの要素がある。
- これらはいずれも現在のところ取引市場が形成されていない非市場財であるため、貨幣価値を算定する場合は、代替法、ヘドニック法、CVM、トラベルコスト法といった計測手法を用いる。
- また、CO₂については、昨今の地球温暖化問題への関心の高まりから、適切な貨幣価値原単位を用いてその価値を計測することが望まれる。
- CO₂の貨幣価値原単位の計測方法については、いくつかの方法が考えられるが、政策動向などの外部環境から影響を受けにくい点、および既存研究の蓄積が充実しているという点から、当面、わが国の公共事業の評価においては、被害費用に基づく方法を用いることとし、貨幣価値原単位として「10,600円/t-C」（2006年価格）を適用する。
- ただし、上記原単位については、今後、必要に応じて見直しを行うこととする。また、排出権取引市場が成熟してきた際には、排出権取引価格に基づき価値を設定する方法についても検討する。
- ここで設定された値は、あくまでわが国の公共事業の評価において適用することが妥当と判断されたものであり、他の分野にそのまま適用できるものとは限らないことに留意する必要がある。
- なお、いずれの環境質についても、今後とも、価値計測手法の熟度を高め、結果の信頼性を向上させるための取り組みを継続的に行う。
- 特に、CVM等の手法を用いて支払意思額を計測する際には、アンケート調査の質問の仕方等が計測結果に影響を与える可能性があることを踏まえ、事前調査の実施などにより、価値計測の精度向上に努める。

【CO₂原単位の計測方法】

- ・ 被害費用・採用
- ・ 対策費用
- ・ 排出量取引

【換算】二酸化炭素トンあたり：2,891 [円/t-CO₂]

$$10,600 \text{ [円 / t-C]} \times 12 / 44 = 2,891 \text{ [円/t-CO}_2\text{]}$$

ここに、12：CO₂分子中に含まれる炭素の原子量
44：CO₂分子量

- CO₂貨幣価値原単位は、多くの国でパリ協定(2015年)以降に見直されており、手法に関して2006年当時日本が参考としたイギリス等では、被害費用法から対策費用法へ見直しが行われている。
- 他方で、ドイツでは環境被害のコスト推計を重視する政策から被害費用法に転換している。

■CO₂貨幣価値原単位の計測方法

	①被害費用に基づく方法	②対策費用に基づく方法	③排出量取引価格を用いる方法
設定法	CO ₂ が増加した場合の海面上昇等による被害額をもとに算出する方法 	CO ₂ 削減に要する費用をもとに算出する方法 	排出権市場の取引価格をもって、評価値とする手法 
留意点	・計測モデルや被害想定により数値の幅がある。 ・CO ₂ 削減の政府目標と一致しない可能性がある	・技術進展の想定等により算定値に幅があるものの、被害費用に比べ変動幅は小さいと考えられる ・政策目標に合わせた費用を設定することに妥当性がある ・産業面では高値の対策費用を課すことによる国際競争力低下が懸念される	・日本の排出量取引制度は試行段階で、義務的な制度が導入されるのは来年度以降

■諸外国の動向

- ・多くの国でパリ協定を採択した2015年以降に原単位を見直しており、相対的に高い
- ・手法としては②対策費用法が多い
- ・国内の排出量取引などの動向も踏まえながら、見直しに向けて検討

国名	2006年時点の考え方	現在の考え方	主な変化・背景
イギリス	被害費用法 : 将来の気候被害額を評価	対策費用法 : 削減目標達成に必要なコストを重視	政府公約の目標を達成するため、実効的な価格誘導を重視
オランダ	被害費用法 : 将来被害額を基準	対策費用法(取引価格) : 排出取引市場の価格を重視	市場実勢に即した価格形成にシフト
NZ	被害費用法 : 将来被害額を基準	対策費用法 : 排出削減目標に基づくコストを重視	より現実的な排出削減インセンティブを優先
フランス	環境税(実効税率) : 間接的に排出削減誘導	対策費用法 : 削減目標達成のためのコストを直接反映	税制ベースから目標達成型の価格形成へ方針転換
スウェーデン	対策費用法 : 削減コストを基準	対策費用法 : 政策的に高い炭素価格を継続	世界最高水準の炭素税を堅持しつつ、実効性を維持
アメリカ	評価せず	被害費用法 : 社会的費用(SCC)を積極導入	近年、連邦評価で被害費用法を制度化(気候損害費用重視)
ドイツ	対策費用法 : 削減コストを基準	被害費用法 : 最新の気候損害評価モデルを採用	社会的費用の精緻化に伴い、環境被害の観点からコストを把握する方法を採用
日本	被害費用法 : 将来の気候被害額を評価(当時のイギリスと同様のモデル)	被害費用法 : 2006年モデルのまま据え置き	(2020年、2050CNを表明 など、2025年地球温暖化計画 策定)

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ 2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。**
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（1）**排出量取引制度の法定化**、（2）**資源循環強化のための制度の新設**、（3）**化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化**、（4）**GX分野への財政支援の整備**を行う。

（1）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
 - ・ 二酸化炭素の直接排出量が**一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。**
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当）**
 - ・ トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、**業種特性も考慮した政府指針に基づき排出枠を無償割当。**割当てに当たっては、**製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。**
 - ・ 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ **排出枠取引市場**
 - ・ 排出枠取引の**円滑化と適正な価格形成**のため、GX推進機構が**排出枠取引市場**を運営。
 - ・ 金融機関・商社等の**制度対象者以外の事業者**も一定の基準を満たせば**取引市場への参加を可能とする。**
- ④ **価格安定化措置**
 - ・ 事業者の投資判断のための**予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等**のため、排出枠の**上下限価格を設定。**
 - ・ **価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。**
 - ・ **価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等**で対応。
- ⑤ **移行計画の策定**
 - ・ **対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。**

（2）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
 - ・ 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。**
 - ・ GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
 - ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。**
 - ・ **認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。**
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
 - ・ 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。**
- ④ **CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進**
 - ・ シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。**

（3）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- ・ 2028年度より開始する**化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。**

（4）財政支援（GX推進法）

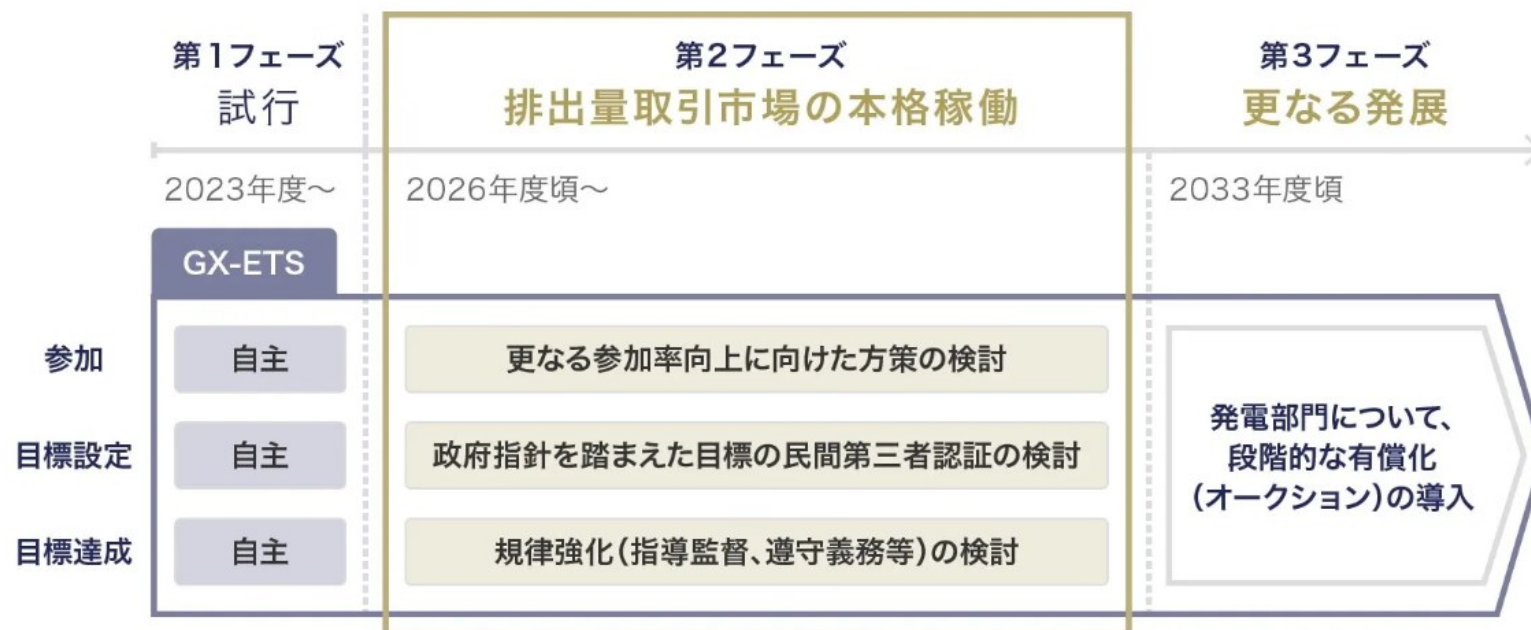
- ・ 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、**戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填**をする。

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

排出量取引市場 国内の動向

- 今般、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正」(R7.5月成立)において、直接排出量が一定以上となる事業者への制度参加の義務化など、令和8年度から本格稼働する排出量取引制度の制度の骨格が規定されたところ。
- 他方、排出枠の上下限価格の設定など、制度の詳細は今後検討される。

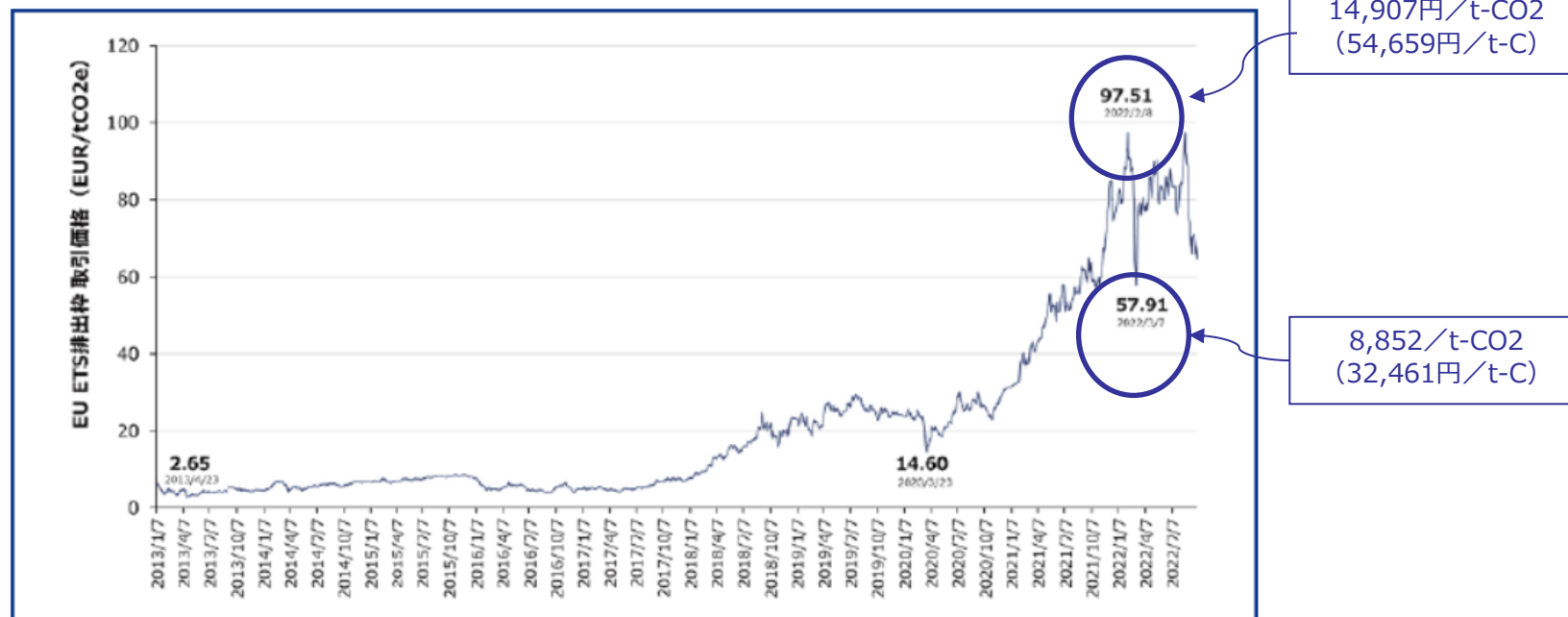
排出量取引制度の段階的發展



排出量取引市場 海外の動向

- 海外では、2005年世界初の排出量取引としてEU ETSがはじまり、他の国でも導入されつつあるが、価格の乱高下に加えて、エネルギー需給の特性や産業の国際競争力や国民負担など制度運営には課題があることが指摘されている。
- また、**排出枠価格は導入後から大きく変動することが考えられる（EU ETSの推移参照）**

図表3 EU ETS の排出枠価格の推移



(資料) EEX ウェブページ*⁸よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

■EU ETS(2005～)

- 現在第4フェーズ（2021～2030年）を迎え、EU27カ国、アイスランド、リヒテンシュタイン及び、ノルウェーの30カ国が参加
- 発電・産業及び域内航空を対象とし、これらの対象部門全体で2030年に2005年比排出量43%削減を目指すとしている。
- 鉄鋼やセメントなど特に炭素リーケージ（炭素価格がより高い地域からより低い地域へと企業が転出し、炭素価格がより低い地域の排出量が増加すること）のリスクが高いと特定された業種には、EU内のその業種の上位10%の排出原単位平均値に一定の削減率を乗じた量に相当する排出枠を無償で割り当てている。
- 発電部門は原則有償割り当てのため、排出量に相当する排出枠をオークションや市場取引で調達し、政府に提出する必要がある。
- なお、償却義務を怠った企業は、名前が公表されるほか、不履行分の排出枠の償却に加えて1トン当たり100ユーロの罰金が科せられる。

現状の諸外国のCO₂原単位の推計方法

- 諸外国においては、各国それぞれで推計モデルや研究論文等を基に割引率・デフレート調整等によりCO₂原単位を設定されている状況。
- 日本国内での検討状況等を踏まえ、政府目標との整合を念頭に対策費用法等に基づく手法について検討。

【各国のCO₂原単位の推計方法・概略】

国名	推計方法 (円/t-C換算)	算定の 対象範囲	推計方法の概略・各国特徴	日本への適用性 (同様の手法の有無)
イギリス	対策費用 (15万程度)	国内	- 将来技術も見込んだ予測に基づき限界削減費用曲線を作成 2050年(英国ネットゼロ目標)への対策費用をもとに算定	○ 日本でもモデルによる算定例はある(事例はあるが古いため、更新が必要)
オランダ	対策費用 (取引価格) (4万程度)	EU圏	2050年に排出権取引価格と対策費用が同等になると仮定 - 割引率(3.5%:欧州の平均値)を用いて各年次の値を設定	○ 日本でもモデルによる算定例はある(経産省等の委員会で事例有り)
NZ	対策費用 (3万程度)	国内	市場価格では不十分であるとの認識から、排出削減を経済合理的に促す価格帯として内部価格(シャドウプライス)を設定。	○ 日本でもモデルによる算定例はある(経産省等の委員会で事例有り)
フランス	対策費用 (9万程度)	国内	過去の委員会の推定結果(炭素税を参考に設定)をもとに、割引率・デフレート調整等により改定した数値で設定	× 現在日本では炭素税は導入されていない(ただし、地球温暖化対策のための税(温帯税)は存在)
スウェーデン	対策費用 (39万程度)	国内	排出削減義務および削減義務料金に関連付けており、法律の最大支払金額に基づき設定	× 日本では同様の法律がない
アメリカ	被害費用 (8万程度)	世界	全米アカデミーの勧告に基づきモジュール化した被害費用モデル(社会経済・気候・損害・割引の各要素を含む)により推定	△ 同様のモデルはないが、全世界の被害を対象にしており、算定結果を用いることは考えられる
ドイツ	被害費用 (29万程度)	世界	- アメリカのモデルを参照しつつ、地域の公平性を考慮して推計 1%の純時間選好率を採用(将来世代の被害を重視)	△ 同様のモデルはないが、全世界の被害を対象にしており、算定結果を用いることは考えられる
日本	被害費用 (1万程度)	国内	当時のイギリスで採用されていた被害費用法(Tol(1999)の研究成果)を採用	－ 適用中(2025年7月現在)

※以下の各国ガイドラインを基に、2025年値に換算

(出典)

- ・イギリス Department for Energy Security and Net Zero and Department for Business, Energy & Industrial Strategy: Valuation of greenhouse gas emissions: for policy appraisal and evaluation, 2021.
- ・オランダ CPB Netherlands Bureau for Economic Policy Analysis, PBL Netherlands Environmental Assessment Agency: Valuation of CO2 emissions in CBA: implications of the scenario study Welfare, Prosperity and the Human Environment, 2016.
- ・NZ The Treasury: Assessing climate change and environmental impacts in the CBAX tool, 2024.
- ・フランス France Stratégie: The value of climate action: Avoided damages and risk reduction, Report to the Prime Minister, 2019.
- ・スウェーデン Trafikverket: Analysmetod och samhällsekonomiska kalkylvärden för transportsektorn: ASEK 7.1, 2023.
- ・アメリカ United States Environmental Protection Agency: Report on the Social Cost of Greenhouse Gases: Estimates Incorporating Recent Scientific Advances, 2023.
- ・ドイツ German Environment Agency: Methodological Convention 3.2 for the Assessment of Environmental Costs Value Factors, 2024.

- 諸外国において、パリ協定（2015年）以降、カーボンニュートラル実現に向け、政府方針を踏まえながらCO₂の貨幣換算に関する検討を行ってきている。
- 国内においてもGX推進法の改正も踏まえつつ、政策目標（2050年カーボンニュートラル）の実現に向けた公共事業としての貢献も考慮すれば、CO₂貨幣価値原単位の計測方法の見直しとともに単価の更新が必要ではないか。
- 今後、インフラ整備後、長期にわたり、CO₂の排出抑制効果が持続することを鑑み、費用便益分析における評価方法の検討が必要。〔割引率（評価期間）等〕

第1 目的

旧

国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階において、計画段階評価（以下「評価」という。）を実施する。評価については、地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業として実施が見込まれる事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、別表に掲げる事業とする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。ただし、補助事業を除く。）

第3 評価の対象とする事業及び実施時期

1 評価の対象とする事業

評価の対象とする事業は、以下の事業とする。

- (1) 別表に掲げる採択される前の事業であって、評価を実施していない事業
- (2) 評価後、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により評価の実施の必要が生じた事業（評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、評価の実施主体が行うものとする。）
- (3) 評価後（ただし、評価後都市計画又は環境影響評価の手続きを行った事業については、その手続きが完了した後）、5年を経過した後も採択されていない事業

2 評価の実施時期

評価の実施時期は、別表に掲げる評価の実施時期とする。ただし、第2に規定する事業のうち、災害や事故の発生、兆候又はおそれにより緊急の実施を要すると認められる事業を行う場合は、新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

第4 評価の実施手続、結果等の公表及び関係資料の保存

1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省又は地方支分部局とし、所管部局（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局をいう。以下同じ。）が事業種別に応じて定める。
- (2) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めると

新

国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階において、計画段階評価（以下「評価」という。）を実施する。評価については、上位の計画・ビジョンや地域計画の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業として実施が見込まれる事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、別表に掲げる事業とする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。ただし、補助事業を除く。）

第3 評価の対象とする事業及び実施時期

1 評価の対象とする事業

評価の対象とする事業は、以下の事業とする。

- (1) 別表に掲げる採択される前の事業であって、評価を実施していない事業
- (2) 評価後、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により評価の実施の必要が生じた事業（評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、評価の実施主体が行うものとする。）
- (3) 評価後（ただし、評価後都市計画又は環境影響評価の手続きを行った事業については、その手続きが完了した後）、5年を経過した後も採択されていない事業

2 評価の実施時期

評価の実施時期は、別表に掲げる評価の実施時期とする。ただし、第2に規定する事業のうち、災害や事故の発生、兆候又はおそれにより緊急の実施を要すると認められる事業を行う場合は、新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

第4 評価の実施手続、結果等の公表及び関係資料の保存

1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は、本省又は地方支分部局とし、所管部局（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局をいう。以下同じ。）が事業種別に応じて定める。
- (2) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めると

第5 評価の手法 > 3 評価の視点

旧

既に定められている場合には、この限りではない。）。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。

(2) 所管部局は、策定した事業種別ごとの評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。

(3) 評価手法の改善については、第5の1(1)及び(2)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 評価手法の改善

所管部局は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

3 評価の視点

評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- ① 事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。
- ② 達成すべき政策目標を明確化する。
- ③ 政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、複数案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う。

第6 その他

1 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

2 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局は、本要領に基づき、事業種別ごとの評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第7 施行

1 本要領は、平成30年3月30日から施行する。

2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領（平成24年12月14日策定）」は廃止する。

第8 経過措置

平成25年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する直轄事業等のうち、評価の対象とする事業については、評価を新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。



新

既に定められている場合には、この限りではない。）。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。

(2) 所管部局は、策定した事業種別ごとの評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。

(3) 評価手法の改善については、第5の1(1)及び(2)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 評価手法の改善

所管部局は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

3 評価の視点

評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- ① 事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。
- ② 上位の計画・ビジョンや地域計画との整合を図った上で、達成すべき政策目標を明確化する。
- ③ 政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、複数案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う。

第6 その他

1 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

2 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局は、本要領に基づき、事業種別ごとの評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第7 施行

1 本要領は、平成30年3月30日から施行する。

2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領（平成24年12月14日策定）」は廃止する。

第8 経過措置

平成25年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する直轄事業等のうち、評価の対象とする事業については、評価を新規事業採択時評価とあわせて実施すること

第1 目的

旧

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。ただし、水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するもの又は水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）

第3 評価を実施する事業

評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費を予算化しようとする事業
- 2 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業。ただし、次に掲げる事業で、事業採択（事業費の予算化をいう。以下同じ。）前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - ① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化するものに限る）。
 - ② 実施計画調査費を予算化するダム事業

新

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、公共事業の果たすべき使命（ミッション）を明確化し、インフラが将来にわたって利用されることによる地域の価値や魅力向上への貢献、社会への波及的影響等の観点や費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。ただし、水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するもの又は水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）

第3 評価を実施する事業

評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費を予算化しようとする事業
- 2 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業。ただし、次に掲げる事業で、事業採択（事業費の予算化をいう。以下同じ。）前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - ① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化するものに限る）。

(参考)国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領(改定案)

第1 目的

旧 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領

第1 目的

国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・ 維持・管理に係る事業
- ・ 災害復旧に係る事業
- ・ 試験研究機関の施設・設備等他の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・ 条約等国際間の取決めにに基づき実施される事業
- ・ 極少額の事業（5,000万円以下の事業）
- ・ 調査に係る事業

なお、対象とする事業の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 評価を実施する事業

事業費を予算化しようとする事業について評価を実施するものとする。

第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

- 1 評価の実施手続

新

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領

第1 目的

国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価を実施する。新規事業採択時評価は、公共事業の果たすべき使命（ミッション）を明確化し、インフラが将来にわたって利用されることによる地域の価値や魅力向上への貢献、社会への波及的影響等の観点や費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・ 維持・管理に係る事業
- ・ 災害復旧に係る事業
- ・ 試験研究機関の施設・設備等他の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・ 条約等国際間の取決めにに基づき実施される事業
- ・ 極少額の事業（5,000万円以下の事業）
- ・ 調査に係る事業

なお、対象とする事業の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 評価を実施する事業

事業費を予算化しようとする事業について評価を実施するものとする。

(参考)国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(改定案)

第1 目的

旧

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の再評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。ただし、水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するもの又は水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②に掲げる種類の事業について

新

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たっては、社会的要請や新たなニーズ等への対応による事業実施環境の変化などを踏まえて、必要に応じてその見直しを行うほか事業内容の改善を図り、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の再評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。ただし、水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するもの又は水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合

(参考)国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(改定案)

第5 再評価の手法 > 3 再評価の視点

旧

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見直し等。

③ コスト削減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト削減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

4 対応方針又は対応方針(案)決定の考え方

① ③の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

② ③の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって③の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

新

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見直し等。

③ 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト削減、代替案立案等の可能性改善の視点

・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請

・地元協議や新たなニーズへの対応などによる事業実施環境の変化

・事前調査との乖離などによる現地条件の変化

・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト削減や代替案の立案の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性

4 対応方針又は対応方針(案)決定の考え方

① ③の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

(参考)国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領(改定案)

第1 目的

旧

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領

第1 目的

国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・ 維持・管理に係る事業
- ・ 災害復旧に係る事業
- ・ 試験研究機関の施設・設備等の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・ 条約等国際間の取決めにに基づき実施される事業
- ・ 極少額の事業（5,000万円以下の事業）
- ・ 調査に係る事業

なお、対象とする事業の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合に

新

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領

第1 目的

国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業について、効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たっては、社会的要請や新たなニーズ等への対応による事業実施環境の変化などを踏まえて、必要に応じてその見直しを行うほか、事業内容の改善を図り、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、国土交通省の所管するいわゆる「その他施設費」に係る事業のうち、原則として、以下の事業を除く全ての事業とする。

- ・ 維持・管理に係る事業
- ・ 災害復旧に係る事業
- ・ 試験研究機関の施設・設備等の評価手法が確立し、かつ、実施されているものに係る事業
- ・ 条約等国際間の取決めにに基づき実施される事業
- ・ 極少額の事業（5,000万円以下の事業）
- ・ 調査に係る事業

なお、対象とする事業の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

(参考)国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領(改定案)

第5 再評価の手法 > 3 再評価の視点

旧

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。
- 2) 事業の投資効果
事業の投資効果やその変化。
原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。
なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

4 対応方針又は対応方針(案)決定の考え方

① ③の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

② ③の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって③の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、③の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあって、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合には、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

③ ③の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断でき

新

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業の必要性等に関する視点

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。
- 2) 事業の投資効果
事業の投資効果やその変化。
原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③ 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減や、代替案立案等の可能性改善の視点

- ・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請
- ・地元協議や新たなニーズへの対応などによる事業実施環境の変化
- ・事前調査との乖離などによる現地条件の変化
- ・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減や代替案の立案の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

4 対応方針又は対応方針(案)決定の考え方

① ③の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあって、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

② ③の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあって、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって③の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあっては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

第2章 費用便益分析の基本的留意事項

第6節 再評価における留意事項

第2項 再評価結果の取り扱い

第2項 再評価結果の取り扱い

○費用便益分析などの事業の投資効果、事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業進捗の見込みなどをもとに、事業の継続・中止を判断する。

○再評価の結果は、投資効率性の観点から基本的に以下のように取り扱う。

①「残事業の投資効率性」が基準値以上の場合

「事業全体の投資効率性」が基準値以上の場合は、事業は継続。基準値未満の場合は、基本的に継続とするが、事業内容の見直し等を行う。

②「残事業の投資効率性」が基準値未満の場合

「事業全体の投資効率性」が基準値以上の場合は、事業内容の見直し等を行った上で対応を検討する。基準値未満の場合は基本的に中止とする。

(再評価における費用便益分析の評価結果の取り扱い)

・「残事業の投資効率性」及び「事業全体の投資効率性」の評価結果の取り扱いは、下表のような対応を基本とする。

表 2-8 再評価における費用便益分析の評価結果の投資効率性の観点からの取扱い

残事業の投資効率性	事業全体の投資効率性	投資効率性の観点からの評価結果の取扱い
基準値以上	基準値以上	継続
	基準値未満	基本的に継続とするが、事業内容の見直し等を行う
基準値未満	基準値以上	事業内容の見直し等を行った上で対応を検討
	基準値未満	基本的に中止

第2項 再評価結果の取り扱い

○費用便益分析などの事業の投資効果、事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業進捗の見込みなどをもとに、事業の継続・中止を判断する。

○再評価の結果におけるは、投資効率性の観点から基本的に以下のように取り扱う。取り扱いは以下のとおりとする。

なお、事業評価は、事業の投資効率性や波及的影響、実施環境といった多様な視点から総合的に行うべきものであることに留意すること。

①「残事業の投資効率性」が基準値以上の場合

「事業全体の投資効率性」が基準値以上の場合は、事業は継続。基準値未満の場合は、基本的に継続とするが、事業内容の見直し等を行う。

②「残事業の投資効率性」が基準値未満の場合

「事業全体の投資効率性」が基準値以上の場合は、事業内容の見直し等を行った上で対応を検討する。基準値未満の場合は基本的に中止とする。

(再評価における費用便益分析の評価結果の取り扱い)

・「残事業の投資効率性」及び「事業全体の投資効率性」の評価結果の取り扱いは、下表のような対応を基本とする。

表 2-8 再評価における費用便益分析の評価結果の投資効率性の観点からの取扱い

残事業の投資効率性	事業全体の投資効率性	投資効率性の観点からの評価結果の取扱い
基準値以上	基準値以上	継続
	基準値未満	基本的に継続とするが、事業内容の見直し等を行う
基準値未満	基準値以上	事業内容の見直し等を行った上で対応を検討
	基準値未満	基本的に中止

(参考) 現行のCO₂原単位の設定経緯

○現行指針では、当時のイギリスで採用されていた**被害費用法(Tol(1999)の研究成果)**を採用し、**2006年に10600(円/t・C)に設定。**

【各段階での検討内容】

第1段階 計測手法の絞りこみ

①被害費用、②対策費用、③排出権取引価格

⇒政策動向などの外部環境から影響を受けにくい点、および既存研究の蓄積が充実しているという点から、現状では**被害費用に基づく計測手法を採用**することが適切

第2段階 有力な設定方法の抽出、絞り込み

①既存の代表的なモデルTol(1999)の成果を援用
(イギリスにおいて採用)

②IPCCの第二次評価レポート(1996)においてレビューされている値を援用(ニュージーランドにおいて採用)

③レビュー論文Tol(2005)の平均値を援用する設定方法
⇒計測値を左右する要素(A)(B)(C)についての想定が明確であり、また妥当な水準の結果を含む**①の設定方法が適切**

第3段階 具体的な値の設定

割引率3%を想定し、公平性を考慮した値を採用(同イギリス)

⇒①\$60/t-C × ②1.422 × ③124.5円/\$ = **10,622円/t-C**

※①文献値:Tol(1999) ②GDP デフレーター ③購買力平価

平成19年10月12日 公共事業評価手法に関する検討会第4回資料3より抜粋・加筆

設定方法	各要素についての明確さ、妥当性			備考
	(A)被害項目の想定	(B)割引率	(C)公平性への配慮	
設定方法① 採用	概ねIPCCの報告と整合していると考えられる (海面上昇、異常気象、人間の健康、農業、水資源、生態系などを考慮)	感度分析において0～10%の間で計測値が算出されており、適当なものを選択できる	公平性への配慮の有無別に計測がされており、適当なものを選択できる	・イギリスで実際に採用されている
設定方法②	被害項目、割引率、公平性への配慮の有無などの想定が異なる研究事例をレビューして値のレンジを設定しており、これらの設定において一貫性があるとは言いがたい			1996年とやや古い時点でのレビュー結果である
設定方法③	被害項目、割引率、公平性への配慮の有無などの想定が異なる研究事例を用いて平均値等を算出しており、これらの設定において一貫性があるとは言いがたい			これまでの知見が集約されていると考えられる

□Tol(1999)においては、被害費用は下表のように推定されている。

割引率	0%	1%	3%	5%	10%
公平性への配慮なし	142	73	23	9	2
	25,139	12,924	4,072	1,593	354
公平性への配慮あり	317	171	60 (\$/t-c)	26	6
	56,121	30,274	10,622 (\$/t-c)	4,603	1,062

上段: \$/t-C(1990年価格)、下段: 円/t-C(2006年価格)

(注1) 1995-2004年を対象にした推定値

(注2) 為替換算は、OECDによる購買力平価の値(1\$=124円(2006年))を適用

採用

※1 Tol, Richard SJ.: The Marginal Costs of Greenhouse Gas Emissions, The Energy Journal, 20(1), 61-81, 1999.

※2 Basic Data Selection - amaWebClient: <https://unstats.un.org/unsd/snaama/Basic>(参照2023年10月5日)

※3 Purchasing power parities (PPP) | Conversion rates | OECD iLibrary: <https://www.oecd-ilibrary.org/finance-and-investment/purchasing-power-parities-ppp/indicator/english.1290ee5a-en>(参照2023年10月5日)